

留学研究査証

この査証は、以下のいずれかの目的で、スペインに91日から180日まで（短期）、または181日以上（長期）の滞在をするためのものです。

- a) スペインで認可された教育機関にて、週20時間以上のコースに登録し、勉強するため。最終的に学位、または修了証書の取得につながる勉学であること。
- b) 研究、または訓練活動の実施
- c) 認可された教育機関、科学機関にて中等教育や高等教育を続けるための、留学プログラムへの参加。
- d) 私立または公立機関での無給インターンシップへの参加。
- e) 公共利益を追求するプログラムのボランティア活動への参加。

法的根拠

2000年1月1日発布の法令第4/2000号。スペインにおける外国人の権利と自由、及びその社会的統合について定める法令。またその実行に関する2011年4月20日発布の勅令557/2011号に基づきます。

書類提出について

申請者本人が在東京スペイン大使館へ出頭し、書類を提出すること。予約不要。郵送不可。（ただし、18歳未満の未成年の申請のみ予約が必要。このため、事前に書類を郵送してください。書類確認後、来館日時をご連絡いたします。詳しくはメールにてお問い合わせください。）受付時間は平日9:30から12:30まで。休館日や最寄駅などについてはこちらを参照のこと。→[enlace](#)

留学・研究査証はスペイン外務省の許可がなければ発給できません。従って、時間に余裕を持ち、出発希望日の約2ヶ月前に申請することをお勧めします。ただし、出発希望日の90日以上前の申請は受付できませんのでご注意ください。

査証審査の結果について

査証が発給された場合、申請者本人は通知から2ヶ月以内に、在東京スペイン大使館へ出頭してパスポートを受け取らねばなりません。また、大使館を出る前に、査証に間違いがなく、正しく押印されているかを確認すること。

査証が否決された場合、申請者本人へ通知します。この場合、通知から2ヶ月以内にマドリード高等裁判所に行政訴訟の異議申し立てを提出することができます。または通知から1ヶ月以内に在東京スペイン大使館へ異議申し立てを提出することも可能です。

申請手数料

7241円（日本国籍の場合は無料）※変更される場合があるので、当大使館のホームページにて確認をしてください。なお、査証が却下されても返金はできません。

外国人身分証に関する重要事項

滞在が6か月以上の場合、スペインへ入国後1ヶ月以内に査証申請者本人が居住地の移民局または警察で学生証（Tarjeta de estudiante）を申請しなければなりません。

必要書類・条件

滞在日数が90日以下の場合

日本国籍の場合、ビザは免除。その他のビザが必要な国籍の場合は、シェンゲンビザの要綱に則ってビザを申請すること。

滞在日数91日～180日の場合

以下の書類を提出のこと

1. 査証申請書 . 必要事項をすべて記入し、申請者本人がパスポートと同じ 署名をすること。スペインへの入国日は予定日として 授業開始日と大体一致すること。
2. 写真 (4.5 x 3.5) 1 枚。申請書右上に貼付すること。(カラー写真で、背景が白色)
3. パスポートとコピー1 部 (写真と個人データの頁。記述がある場合のみ追記の頁もコピーが必要)。スペインへの入国日より1年以上有効のもの、及びビザ用の余白のページ最低2 枚。
提出するパスポートはスペイン渡航予定日より10 年以内に発行されたものであること。10 年以上前に発行されたパスポートは受け付けません。
パスポートの一部、または全部が破損している場合、剥がれたり切れたりしているページがある場合、IC チップがない場合は、受付不可。これらの点に関して疑問がある場合、パスポートを更新することをお勧めします。

※査証が有効期限内であっても、パスポートの有効期限が切れたり、パスポート自体がキャンセルされた場合には、査証もその効力を失います。ご注意ください。

4. 滞在目的を証明する書類 (原本とコピー1 部) スペイン語のみ
 - a) 留学の場合 : 公立の教育・科学機関或いは認可された私立機関において、勉学の為、登録を済ませているか、或いは入学を許可されていることを証明するもの。学位や修了証書の取得につながるコースであり、授業時間数は週 20 時間以上であること。授業開始日と終了日、コースにかかる費用、授業時間数が明記されていること。
 - b) 医療分野での留学の場合 : 厚生省 (Ministerio de Sanidad, Servicios Sociales e Igualdad) 発行の、申請者が留学の資格を得ていることを証明する書類。留学をする病院、または教育機関、及び留学期間が明記されていること。
 - c) 研究・訓練の場合 : 申請者が、スペインにおいて公的に認められている機関で研究・訓練することが認められていることを証明する書類。研究の場合、受け入れ機関は大学、科学研究高等評議会 (Consejo Superior de Investigaciones Científicas)、またはその他の研究開発 (R&D) に関わる公立または私立機関である。
 - d) 公的に認められた教育・科学機関で中等教育、または高等教育を続けるための、留学プログラムに参加する場合 (I から IV の全てを提出)
 - I. 申請者が、公的に認められた中等教育や高等教育、または科学機関への入学を認められていることを証明する書類
 - II. 申請者の、留学プログラムへの参加が認められていることを証明する書類。そのプログラムは、留学プログラムを提供することを公認されている機関によるものであること。
 - III. 留学プログラムを提供する機関が、留学に関して責任を負うことが記載された書類。特に、留学にかかる費用、及び滞在費と帰国の費用の責任を負うことが明記されていること。
 - IV. 申請者が、留学プログラムを提供する機関によって選ばれた家族、または組織のもとに滞在することを証明する書類
 - e) 公立または私立機関や団体との間で結ばれた協定に基づく、就労を伴わないインターンシップの場合 : 申請者が、公企業または私企業、あるいは公的に認められた職業訓練所との間で結ばれた協定に基づき、報酬を伴わないインターンシッププログラムへの参加を認められていることを証明する書類。
 - f) ボランティア活動への参加の場合 (I. から III. の全てを提出)
 - I. ボランティアプログラムを主催する機関との間に結ばれた協定。活動内容、及び活動するための条件、活動時間、滞在中の移動費、滞在費、生活費をまかなうための資金について明記されていること
 - II. 活動を主催する機関が申し込んだ賠償責任保険
 - III. 申請者の学位、または過去に取得した単位。規定外の学習科目の場合、その分野に関して以前から知識があることを証明するもの。(学習したコースや修了証書等。) 全ての書類は日本国外務省によって正しく認証されていること。(原本とコピー1 部)
5. 海外旅行保険。滞在中の傷害・疾病における死亡・治療及び日本への一時帰国をカバーするという記載内容の保険に加入していることを証する証明書 (英文、またはスペイン文)。希望滞在期間をカバーしていること。クレジットカードに含まれているものは不可。(原本とコピー1 部)
6. 経済能力を証明するものとして、日本からの往復の経費と月額 537.84 ユーロ相当額以上 (宿泊費も含まれる) のスペインでの滞在費を支弁する能力を証する以下の書類。申請者が経済的に自立していない場合は、親または配偶者の書類を提出し、その関係を戸籍謄本等の書類によって証明すること。(複数選択可) :
 - a) 金融機関または郵便局が発行した残高証明書。発行日から1ヶ月以内のもの。日本語可。押印なきものは不可。(原本のみ。) または、直近3か月の銀行口座の残高が記載された銀行通帳。貯蓄口座、普通預金、定期預金等。名義人の氏名が記載されたページのコピーも提出のこと。(原本とコピー1 部)

- b) 直近3か月の給与明細、年金受給記録、源泉徴収票。(原本とコピー1部)
- c) 雇用されている会社から勉強の為に派遣される場合、渡航目的、期間、学校名、その所在地、往復の費用・生活費等を会社が保証することを明記した保証書。(原本のみとコピー)
- d) 申請者自身が設立した会社の場合：登記簿謄本、及び会社設立に必要な費用の支払いの領収書(原本とコピー1部)

※これらの経済能力には、申請前に支払った費用や、留学のために申請後に支払う費用は含まない。

公的に認められた教育・科学機関で中等教育、または高等教育を続けるための、留学プログラムに参加する場合、そのプログラムにより申請者の生活が保障される場合、経済能力は証明されているとみなされる。

- 7. 航空券の予約確認書(原本とコピー1部)。渡航予定日の確認のため
- 8. 申請者が18歳未満の未成年の場合で、単独、または片親のみと渡航する場合、同行しない親、または保護者による渡航同意書。日本の公証役場で作成し、日本国外務省で認証されたものであること。

滞在日数が181日以上の場合

上記の書類に加え、以下の書類を提出のこと：

- 1. 健康診断書。2005年に定められた国際衛生規則(ISR)に基づき、公衆衛生に重大な影響を及ぼす恐れのある疾患を抱えていないことを証明するもの。大使館作成の雛型に基づいて、医師が記入、署名し、医師及び病院印(別々の印)が捺印されていること。(発行日より1ヶ月以内のもの)
- 2. 無犯罪証明書：申請日から逆算して、日本を含めて過去5年間居住した国々(スペインは除く)の警察当局発行の無犯罪証明書。海外の無犯罪証明書の場合は、発行国外務省によってしかるべく認証されたもの。(発行日より3ヶ月以内のもの)(18歳未満の場合は不要)

※認証方法については証明書発行国の外務省または大使館へお問い合わせください。

なお、当大使館が申請の内容を確認する為に必要と判断した場合は、申請者に追加書類の提出を要請、また、場合によっては領事面会をお願いする場合があります。不備書類は、当館からの指示に従い、在京スペイン大使館領事部に提出する必要があります。

※他のEUの国での留学査証を認められた者は全て、その勉強の一環であれば、スペインに無査証で滞在することを申請することができます。これは、申請者が通う教育機関がある県の移民局で、遅くともスペイン入国から1カ月以内に申請することが必要です。または、スペイン入国前に、各EUメンバー国のスペイン総領事館でも申請可能。